

「国際柔道連盟試合審判規定の団体戦への全柔連導入について」

平成30年2月3日
公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会

国際柔道連盟（IJF）は、改正した試合審判規定を2018年1月より施行している。

この新たな審判規定をどのように国内大会で適用するかについて全柔連審判委員会において検討し、以下のとおり導入することとした。

国内で行われる柔道大会を団体戦と個人戦に分けて考えてみると、団体戦においては「引き分け」の妙味が伝統的に存在し、IJFの方針（団体戦は「引き分け」がない）とは若干異なるが「引き分け」を残す方向で考える。

【全柔連が定める団体戦の勝敗決定方法】

- 個々の試合においては勝ちの内容に従来の「僅差」を残し、内容順を「一本」「技あり」「僅差」の3種類とし、それに満たない場合は「引き分け」とする。
- 「僅差」とは、双方の選手間に技による評価（技あり）がない、又は同等の場合、「指導」差が2以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。1差であれば「引き分け」とする。
 - 「指導」数によって勝敗が決する例＝0対2
 - 「指導」数に差が出て引き分けになる例＝0対1、1対2※ただし、IJF方式にのっとり、試合者Aが「指導」2を与えられたが、終盤試合者Aが「技あり」を獲得すると技評価「技あり」が優先され時間終了時点で試合者Aが勝ちとなる。
- 代表戦は「引き分け」の選手から抽選で1組を選び、時間無制限によるゴールデンスコア方式によって勝敗を決する。（先に「技あり」以上の技評価を得た選手が勝ちとなり、先に「反則負け」を与えられた選手が負けとなる）
- 中学生以下の大会では、従来どおりの「少年大会特別規定」を取り入れて行う。
- 団体戦・個人戦とも大会の趣旨・内容を考慮したうえで、勝者の決定方法や代表戦（任意の選手による等）等の試合方法を別に定めることは可能とする。